

「岩手県庁舎再整備基本計画策定支援業務」プロポーザル実施要領等に関する質問への回答

No.	資料名称	該当頁 該当行	質問内容	回答
1	資料1 実施要領  資料4 審査要領	P3 4(2)、(3)  P4 定量評価No, 1、2	実績について『国又は地方公共団体の庁舎整備に係る』と記載がございますが庁舎整備の中に消防本部庁舎等の業務庁舎は含まれると考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
2	資料1 実施要領	P5 6(3)イ P6 6(5)エ	参加申込書類及び業務提案書等について、郵送での提出が認められています。郵送については、配達証明付き書留が指定されていますが、日本郵便(株)以外の配達サービスの利用をお認めいただけないでしょうか。	日本郵便(株)以外の事業者による配達サービスであっても、配達証明と同等の配達の実事が客観的に確認できるサービスであれば認めます。
3	資料3 業務提案書作成要領	P2 1(3)イ P3 1(3)ウ	実績として認められる業務について、参加申込書の提出期限までの完了が求められていますが、当該期限が2月22日であることから、今年度履行している案件については、実績として認められない状況と理解しています。本業務は令和8年度の業務であることから、今年度末までに完了する業務について、実績とお認めいただけないでしょうか。	引き渡しが完了している業務のみ実績として認めます。
4	資料3 業務提案書作成要領	P2 1(3)イ P3 1(3)ウ	モデルプラン検討など、基本計画に相当する業務内容を履行した業務については、業務名称に「基本計画策定」が含まれていなくとも、実績としてお認めいただけないでしょうか。	基本計画に相当する業務内容であることが確認できる場合、実績として認めることは可能です。業務名称から基本計画策定等の業務内容が特定できない実績については、仕様書等業務内容を確認できる書類を添付してください。
5	資料3 業務提案書作成要領	P4 1(3)オ④	配置する担当者の個人名は示して差支えないでしょうか。	差支えありません。
6	資料3 実施要領	P7 7(2)	プレゼンテーションの日時をお示しいただけますでしょうか。時間まで示すことが難しければ、日にちと、午前、午後の別のみでも支障ありません。	現時点では、3月26日(木)午後にはプレゼンテーションの審査を実施する予定としていますが、参加申請者数によっては変更する場合があります。
7	資料4 プロポーザル審査要領	P. 2 2(3)ウ	ヒアリング出席者は、「管理技術者として配置予定の者を出席させるもの」とありますが、他の出席者については、再委託先の担当者も含めてもよろしいでしょうか。	再委託を予定している法人等の担当者については、1名に限り同席することを可能とします。ただし、発言は質疑応答における補足説明に限り認めます。